

沖縄県議会の議会改革

(令和2年6月から令和6年3月まで)



令和6年5月
沖縄県議会

目次

はじめに	1
1 今期の協議事項一覧	2
2 議会改革推進会議における協議結果	
（1）開かれた議会の推進	4
（2）子ども議会・高校生議会の開催	6
（3）ペーパーレス化の検証	8
（4）議会基本条例の検証	9
（5）議会改革推進会議の在り方	10
3 議会運営委員会における協議結果	
（1）議員の採決の賛否公表方法	11
（2）執行部答弁書の事前配布	11
（3）本会議場に設置された画面の活用等	12
（4）一般質問の順番	12
（5）議員定数の削減	13
（6）聴覚障害者の傍聴の権利の保障	13
（7）議場の秩序維持	14
4 各派代表者会における協議結果	
（1）議員報酬の削減	15
（2）政務活動費の交付の在り方	15
（3）議員の費用弁償の取扱い	15
<巻末資料>	
議会改革推進会議委員名簿	16
議会改革推進会議の位置づけについて	17
議会改革推進会議運営要綱	18
沖縄県議会基本条例	19
議長への答申	
・議会改革推進会議	27
・議会運営委員会	78
・各派代表者会	83
議会改革推進会議議会改革に向けた協議事項（第11期）	86
議会改革推進会議議会改革に向けた協議事項（第12期）	87

はじめに

沖縄県議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むこととしており、平成24年3月の議会基本条例の制定以降、継続的な議会改革のため、同年6月改選後、第11期（平成24年6月25日～平成28年6月24日）及び第12期（平成28年6月25日～令和2年6月24日）の各期において、各会派から推薦された議員と会派に属さない議員（議長、副議長を除く）で構成する議会改革推進会議を設置し協議を行ってきた。

第13期（令和2年6月25日～令和6年6月24日）においては、まず令和2年に各会派からの提案を精査し15の協議事項案をまとめた。次にそれぞれの内容に即し、議会改革推進会議において仕分けを行った後、議長から各協議機関に対して協議事項を諮問した。

以後、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う様々な制約があったものの、議会改革推進会議では5つの協議事項、議会運営委員会では7つの協議事項、各派代表者会では3つの協議事項について、それぞれ活発な協議が行われ、その結果の報告を受けた。

今般、ここに、第13期の議会改革に係る15の協議事項について、議長への報告内容を中心に、協議結果の概要や報告後の展開を示すことにより、第13期における「沖縄県議会の議会改革」の取組を県民に向けて発信することを通じて、県民の県議会の活動への関心を高めることができれば幸いである。

令和6年5月

沖縄県議会議長 赤嶺 昇

1 今期の協議事項一覧

(1) 議会改革推進会議

番号	協議事項	検討内容	議長への報告
1	開かれた議会の推進	高校等出前講座の実施及び講座内容について	報告済（令和4年7月） ※協議終了
2	子ども議会・高校生議会の開催	高校生議会の開催頻度・方法等について	報告済（令和5年11月） ※申し送り事項
3	ペーパーレス化の検証	タブレット導入後の成果や課題の検証及び見直しについて	報告済（令和4年7月） ※協議終了
4	議会基本条例の検証	条例制定後の成果や課題の検証及び見直しについて	報告済（令和5年2月） ※協議終了
5	議会改革推進会議の在り方	推進会議設置後の成果や課題の検証及び組織の見直しについて	報告済（令和5年12月） ※申し送り事項

(2) 議会運営委員会

番号	協議事項	検討内容	議長への報告
1	議員の採決の賛否公表方法	議場内での議員の賛否の明確化について	報告済(令和6年4月)
2	執行部答弁書の事前配付	質問者に対する執行部答弁書の事前配付について	報告済(令和6年4月)
3	本会議場に設置された画面の活用等	(1)配布資料に係る議場内の情報共有方法について (2)議場における物品等の表示に関するルールの明確化について	報告済(令和6年4月)
4	一般質問の順番	一般質問の順番決定方法の見直しについて	報告済(令和6年4月)
5	議員定数の削減	議員定数の削減について	報告済(令和5年1月)
6	聴覚障害者の傍聴の権利の保障	(1)本会議場での発言のリアルタイム字幕表示について (2)録画配信への字幕表示について (3)補聴器装用者向け補聴援助システムについて	報告済(令和6年4月)
7	議場の秩序維持	質問者以外の議員による休憩要求による紛糾・大声、やじ等について	報告済(令和6年4月)

(3) 各派代表者会

番号	協議事項	検討内容	議長への報告
1	議員報酬の削減	議員報酬の削減について	報告済(令和4年5月)
2	政務活動費の交付の在り方	(1)個人と会派の配分額の見直しについて (2)交付回数の見直しについて	報告済(令和5年12月) ※協議を行わない。
3	議員の費用弁償の取扱い	議員の費用弁償の支給方法見直しについて	報告済(令和5年12月) ※協議を行わない。

2 議会改革推進会議における協議結果

(1) 開かれた議会の推進

協議事項	1 開かれた議会の推進
検討内容	高校出前講座の実施及び講座内容について
協議結果	今後の事業（高校出前講座）の運営については、事業の廃止などその在り方に関する事項の決定を除き議会事務局において運用する。 なお、運用に当たっては、より多くの議員が参加できるよう、事業（高校生出前講座）の講師の選定は、議会改革推進会議の委員に限らず、全議員を対象として会派ごとにその都度、人数を割り当てることとする。

(審議後の展開)

○実績（カッコ内は、参加議員名。※敬称略）

令和4年度実施3校

沖縄県立具志川高等学校：派遣議員7名

（小渡良太郎、山内末子、島袋恵祐、國仲昌二、平良昭一、金城勉、當間盛夫）

沖縄県立那覇商業高等学校・定時制：派遣議員5名

（新垣淑豊、比嘉京子、比嘉瑞己、國仲昌二、仲宗根悟）

沖縄県立那覇工業高等学校：派遣議員9名

（新垣淑豊、仲村家治、玉城健一郎、西銘純恵、喜友名智子、次呂久成崇、上原章、大城憲幸、上原快佐）

令和5年度実施4校

学校法人KBC学園未来高等学校：派遣議員12名

（島尻忠明、新垣新、下地康教、石原朝子、花城大輔、上里善清、照屋大河、瀬長美佐雄、玉城武光、喜友名智子、次呂久成崇、上原章）

沖縄県立那覇工業高等学校：派遣議員8名

（石原朝子、西銘啓史郎、座波一、山内末子、島袋恵祐、仲村未央、新垣光栄、照屋守之）

沖縄県立具志川高等学校：派遣議員6名

（呉屋宏、又吉清義、照屋大河、西銘純恵、大城憲幸、上原快佐）

沖縄県立八重山農林高等学校：派遣議員6名

（新垣淑豊、大浜一郎、山里将雄、比嘉京子、次呂久成崇、瀬長美佐雄）

○派遣議員選出方法

令和4年度

より多くの議員が参加できるように、議会改革推進会議の委員を対象としていた方法から、全議員を対象として会派毎にその都度、人数を割り当てる方法へと変更し派遣した。

令和5年度

各派の所属議員数の比率に応じて算出する方法で選定することへ変更し派遣した。



(2) 子ども議会・高校生議会の開催

協議事項	2 子ども議会・高校生議会の開催
検討内容	高校生議会の開催頻度・方法等について
協議結果	高校生議会の開催頻度については、3年に1度とする。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、第13期における実施の見通しが立たなかったため、高校生議会の方法等については第14期において実施内容を決定することとし、次の意見を付して議論を終えるものとする。 【意見】 高校生議会の実施内容としては、「議員がしっかりと関わるような形」「セレモニー的なものではなく、高校生と議員がしっかりと関わるような形」及び「高校生自身の感想も検証」したうえで決定することを期待する。

<参考>

○第12期においても同じ協議事項が議会改革推進会議において議論されており、参考として当時の委員意見も掲載する。（「沖縄県の議会改革（平成28年6月～令和2年3月）」9ページ及び10ページから抜粋）

- ・10年と言わず、二、三年に1回の開催でもいいのではないかと。また、主権者教育の一環として、今回の高校生議会の形態のほか、議員が執行部役として答弁する議会など、いろいろなやり方があってもいいのではないかと。
- ・毎年となると執行部は厳しいのではないかと。4年のうち、それぞれ1回くらい、執行部が答える高校生議会、県議会議員と一緒に高校生議会があってもよいのではないかと。
- ・2年に1回といった頻度はいかがかと。
- ・高校は3年間なので、高校生が在学中に1回くらいはエントリーできるほうがよいのではないかと。
- ・もし次回開催するのであれば、高校生に、議会は議論を戦わす場所、ビジョンを戦わす場所であり、意見を交換する場所ではないことを予め理解させる必要があると考える。
- ・今回の高校生議会は大変有意義であったと思う。ただ、時間どおりシナリオをこなしているようにも見えた。失敗してもいいから自分の思いを自由闊達に質問させていい。高校生議会を継続することで、持ち方、開催の仕方が洗練されたものになっていくと期待している。
- ・あまりにも現実的な質問内容で戸惑った部分もあった。出前講座のように自分の街や沖縄県をどうしたいという希望的な質問があってもよかった。今後、その辺りを改善すれば、よりよくなるのではないかと。
- ・学校の先生や大人の意見が多く入っていると感じる質問もあった。高校生が本音で質問できるような工夫が必要だと感じた。

- ・高校生が質問を考えるにあたり、議員が具体的にアドバイスする事前研修などがあるとよいと感じた。

(委員意見)

- 2019年に実施したような、議場をオープンにするやり方は、議会及び議員としての役割がない。それよりも議員が事前研修辺りから生徒と一緒に勉強することで、議員は高校生の率直な意見を聞く機会が得られるし、高校生にとっても議員が何をやっているのかを肌で感じられると思う。
- 3年に1度の開催頻度は適切か。開催頻度を高め、定期的の実施した方がうまくできるかもしれない。
- これまで、10年に1度実施している高校生議会は、高校生が高校の代表として参加し、県の執行部に質疑している。その経験は高校生にとって重要だと感じている。
- 我々議員の立場よりも、高校生の感覚が大事ではないか。当事者の高校生が、高校生県議会にどういう期待をしているかの声があると、議論が深まるのではないか。
- 高校生議会を開く目的は、議会の役割を高校生にしっかりと理解してもらうことでもある。今一度、高校生議会を開催する意義について、もう少し深掘して議論することが必要ではないか。

(3) ペーパーレス化の検証

協議事項	3 ペーパーレス化の検証
検討内容	タブレット導入後の成果や課題の検証及び見直しについて
協議結果	今後のタブレット端末等の運用その他ペーパーレス化事業の実施に関する事項については、事業の廃止などペーパーレス化の推進の在り方に関する事項の決定を除き、議会事務局において処理することとする。 なお、運用に当たっては、定期的な意向調査等を実施するなどして利用者である議員の意向が尊重されるよう配慮する。

(委員意見)

- ・ペーパーレス化のためにスケジュールを組んで、タブレット端末を導入した。しかし、議員から紙配布の要望もあって、元に戻ってしまっている。議会改革推進会議で議員同士の認識を確認し、もう1回ペーパーレス化の目的を確認し、どのように進めるかを考えるべき。
- ・議会としてペーパーレス化を進めるためには、タブレット端末等を使い込む方法をちゃんと議論した方がよい。
- ・議会だけでなく、執行部のペーパーレス化の体制も必要である。
- ・ペーパーレス化の推進体制について、引き続き協議することがよい。

(審議後の展開)

○タブレット端末の更新及び会議システムの更新

令和4年8月1日から令和8年7月31日までの長期継続契約を締結した。

○大画面モニターの利用

オンライン委員会への対応のため設置した大画面モニターを、常任委員会及び特別委員会の会議システム利用時に活用することで、タブレット端末を持たない執行部職員等も表示画面を共有できるようになった。

(4) 議会基本条例の検証

協議事項	4 議会基本条例の検証
検討内容	条例制定後の成果や課題の検証及び見直しについて
協議結果 及び 委員意見	本協議事項については、沖縄県議会基本条例に係る検証実施要領を制定し検証を行った。 また、沖縄県議会基本条例の検証結果として、「沖縄県議会基本条例に係る検証報告書」を作成し、沖縄県議会ホームページにおいて公表した。検証結果は巻末を参照。

(審議後の展開)

実施要領の定めるところにより、本検証結果を、沖縄県議会ホームページに掲載した。

(5) 議会改革推進会議の在り方

協議事項	5 議会改革推進会議の在り方
検討内容	推進会議設置後の成果や課題の検証及び組織の見直しについて
協議結果	<p>1. 意見の一致を見た事項は次のとおりである。</p> <p>(1) 議会改革推進会議運営要綱の改正は、検討の結果、不要である。</p> <p>(2) 議会改革推進会議要綱第5条協議事項の第2号「都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること」、第3号「その他議会改革の推進に必要な事項に関すること」については、各期の開始時に議長から諮問する。</p> <p>(3) 議員間で「議会改革」に対する認識や姿勢が異なっている状況を解決するため、全議員が「議会改革」に対する共通認識を持つための取組として研修を実施する。</p> <p>なお、第13期における実施は見送ることとするが、第14期においても継続的に「議会改革」に取り組むことができるよう、研修を実施する。</p> <p>2. その他</p> <p>第13期の議会改革推進会議における協議の決定方法は「全会一致」としていたが、「議会改革」に対する議論を深めるためにも、協議する内容によっては「全会一致」以外の方法による決定方法が、より改革を進めるとの意見もあることから、第14期においては、議会改革推進会議の協議事項の決定方法についても協議したうえで、「議会改革」に取り組むよう期待するとして、第14期の議会改革推進会議へ申し送ることとした。</p>

(委員意見)

○④協議における研修に関する意見は以下のとおりである。

- ・「議会改革」は、与野党中立を問わず、沖縄県議会として取組を進めるべき事項である。
- ・議会基本条例第22条「議会改革の推進」の第1項において、「自らの改革に不断に取り組むもの」と規定されており、継続的な改革が求められている。
- ・今回の研修は、「全議員が「議会改革」に対する共通認識を持つこと」を目的に実施するものである。
- ・共通認識を持った上で、議会改革に取り組むためには、各会派から協議事項が提出される前に行うのが望ましいと思われる。

(審議後の展開)

第14期開始の早い時期に研修が実施できるよう、事務局は準備を進めることとされた。

3 議会運営委員会における協議結果

(1) 議員の採決の賛否公表方法

協議事項	1 議員の採決の賛否公表方法
検討内容	議場内での議員の賛否の明確化について
協議結果	令和6年3月27日開催の議会運営委員会において協議終了。 令和7年度に予定している本会議場のシステム改修にあわせ賛否公表システムの導入に努めるよう事務局に申し付ける。

(委員意見)

- ・特になし

(2) 執行部答弁書の事前配付

協議事項	2 執行部答弁書の事前配付
検討内容	質問者に対する執行部答弁書の事前配付について
協議結果	令和6年3月6日開催の議会運営委員会において協議終了。 賛成、反対の意見があったが、最終的に意見の一致を見なかった。

(委員意見)

- ・特に代表質問で、質問直前の答弁者への事前配布は可能ではないか。質問当日に配付してもらえれば、代表質問の次の質問から非常に整理しやすくなり議論を深めるためには効果的。
- ・県議会の通告時期、答弁書をつくる期間というのがタイトで、直前まで修正がある中、議員に答弁書を配布するとなると執行部の負担が増える。
- ・実際に答弁書を作っても答弁するときに部長等の答弁が異なる場合があったり、直前までの打ち合わせで修正があったりという中で、答弁書を提供してもそれどおりにならない可能性がある。事前配布は厳しい。
- ・識者の意見として、答弁書の事前配布は八百長に値するという批判的な指摘もある。質問者は質問の意図等を、答弁する側に理解してもらい、かみ合う議論を行うべきで事前に答弁書があるなしではないと思う。それに基づく議論の展開ができれば、事前に答弁書がないと不都合だということにはなり得ないのではないか。

(3) 本会議場に設置された画面の活用等

協議事項	3 本会議場に設置された画面の活用等
検討内容	(1)配布資料に係る議場内での情報共有方法について (2)議場における物品等の表示に関するルールの明確化について
協議結果	令和2年8月24日開催の議会運営委員会において協議終了。 本会議における資料等の使用について協議を行い、パネル及びタブレットを用いてスクリーンに表示する資料等に関するルールを申し合わせた。

(委員意見)

- ・他の県議会でもパネルの活用等は行っており議会のスムーズな展開も含めてぜひ進めるべき。
- ・質問の該当事項の時にパネルを提示すること、議長の事前の確認を行う際の判断基準を明確に示すべき。また、パネルだけだと議席から見られないので、加えてタブレットとスクリーンにも表示してほしい。

(4) 一般質問の順番

協議事項	4 一般質問の順番
検討内容	一般質問の順番決定方法の見直しについて
協議結果	令和6年1月18日開催の議会運営委員会において協議終了。 これまでどおり野党・中立・与党の順とすることで全会一致。

(委員意見)

- ・今のところ、野党・中立・与党という順番に関して不満はない。
- ・代表質問との関係で、我が党関連の一般質問を検討するための時間にも影響がでてくるので、今のままでいい。

(5) 議員定数の削減

協議事項	5 議員定数の削減
検討内容	議員定数の削減について
協議結果	令和4年12月22日開催の議会運営委員会において協議終了。 議員定数は、現行の定数(48人)を維持することを決定した。

(委員意見)

- ・人口が増えてきたと同時に議員定数も増えてきた。将来的には減るかもしれないが、現時点の国勢調査ではまだ増の状況なので、議員定数はそのままがいいのではないか。
- ・定数に関して減を求めていたが、全会一致が鉄則なので意見に従う。

(6) 聴覚障害者の傍聴の権利の保障

協議事項	6 聴覚障害者の傍聴の権利の保障
検討内容	(1)本会議場での発言のリアルタイム字幕表示について (2)録画配信への字幕表示について (3)補聴器装用者向け補聴援助システムについて
協議結果	令和6年3月27日開催の議会運営委員会において協議終了。 令和7年度に予定している本会議場のシステム改修にあわせ、発言の字幕表示システム等の導入に努めるよう事務局に申し付ける。

(委員意見)

- ・特になし

(7) 議場の秩序維持

協議事項	7 議場の秩序維持
検討内容	質問者以外の議員による休憩要求による紛糾・大声、やじ等について
協議結果	令和6年1月18日開催の議会運営委員会において協議終了。 議員の良識、議長の議事整理に任せることで全会一致。

(委員意見)

- ・議事の権威を保つ必要があり、お互いに気をつけるという理念が必要。また、議長の裁量に委ねるといふ部分で、議長も進行させる側に立った差配をすべき。
- ・議員一人一人の行動について細かく規定・規制するのではなく、傍聴人から指摘があるように、見苦しいやじや質疑応答が聞こえなくなるような大声については、当然ながら慎むよう議員の良識について今一度、各自が襟を正すという結論にしなければならない。
- ・議員個々が議論と、議会の在り方ということをもう一度自らを律しながら考えていく必要がある。

4 各派代表者会における協議結果

(1) 議員報酬の削減

協議事項	1 議員報酬の削減
検討内容	議員報酬の削減について
協議結果	令和2年9月14日開催の各派代表者会において協議終了。 全会一致を前提とする各派代表者会で意見の一致を見なかった。

(2) 政務活動費の交付の在り方

協議事項	2 政務活動費の交付の在り方
検討内容	(1)個人と会派の配分額の見直しについて (2)交付回数を見直しについて
協議結果	(協議しない。)

(参考)

令和5年11月に提案会派の日本共産党沖縄県議会議員団より取下げの申出あり。

(3) 議員の費用弁償の取扱い

協議事項	3 議員の費用弁償の取扱い
検討内容	議員の費用弁償の支給方法見直しについて
協議結果	(協議しない。)

(参考)

令和5年12月に提案会派のおきなわ新風より取下げの申出あり。

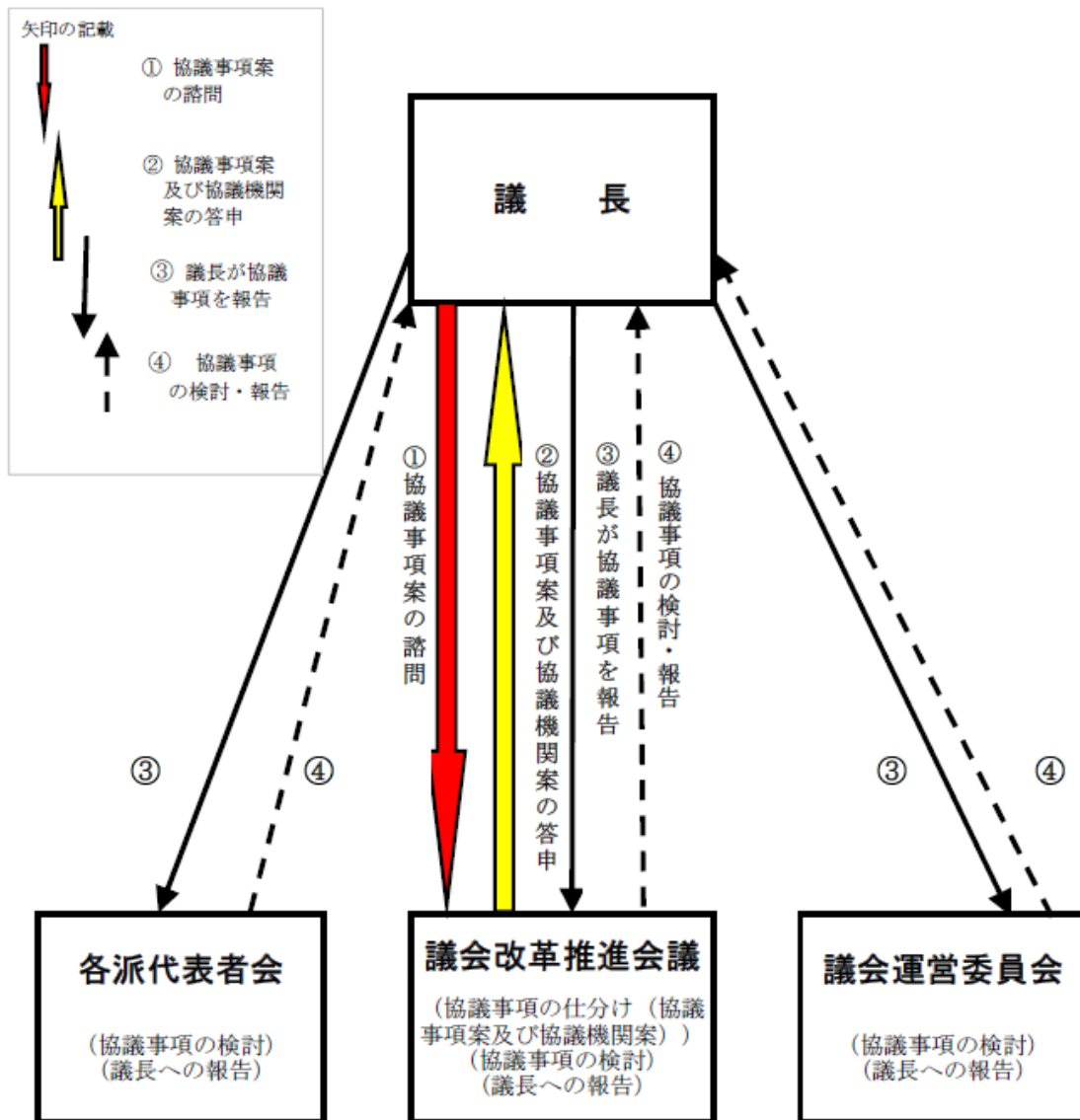
議会改革推進会議委員名簿

令和2年7月3日設置

氏名	所属会派	備考
石原朝子	沖縄・自民党	
新垣新	沖縄・自民党	
当山勝利	ていーだ平和ネット	委員長 ○会派名の変更 R3.6.2 沖縄・平和からていーだ平和ネットへ
國仲昌二	おきなわ新風	副委員長 ○所属会派の異動 R3.5.31 ていーだネットから立憲おきなわへ ○会派合流 R5.11.20 立憲おきなわからおきなわ新風へ
瀬長美佐雄	日本共産党 沖縄県議会議員団	
大城憲幸	維新・無所属の会	○会派名の変更 R5.11.1 無所属の会から維新・無所属の会へ
上原章	公明党	
上原快佐	(会派に所属しない議員)	R4.10.5 県議会議員補欠選挙での当選により就任
(新垣光栄)	おきなわ新風	○会派合流 R4.1.1 おきなわからおきなわ南風へ ○会派名の変更 R5.11.20 おきなわ南風からおきなわ新風へ ○委員資格喪失 R5.11.20 國仲昌二委員が会派選出委員となったことに伴い委員資格喪失

議会改革推進会議の位置付けについて

○議会改革推進会議は、議長の諮問機関として設置する。



◎議会改革推進会議の協議事項

- (1) 協議事項の仕分け（各派代表者会、議会運営委員会、議会改革推進会議委員会、事務局及びその他の組織への仕分け）に関すること。
- (2) 都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること。
- (3) 議会改革の推進に必要な事項に関すること。

※ 議会改革に係る各組織の設置根拠

- 議会改革推進会議（議会基本条例第22条、県議会会議規則第122条）
- 議会運営委員会（地方自治法第109条、県議会会議規則第122条）
- 各派代表者会（県議会会議規則第122条）

議会改革推進会議運営要綱

平成24年7月18日議長決裁
令和5年2月15日一部改正

(趣旨)

第1条 本要綱は、沖縄県議会基本条例第22条第2項の規定に基づき設置する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、議長及び副議長を除く各会派から推選された議員及び会派に所属しない議員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、推進会議を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員が都合により出席できないときは、委員長の許可を得て、その所属する会派からの代理人（委員外議員）の出席を認めるものとする。

(協議事項)

第5条 推進会議は、議長の諮問により次の事項を協議する。

(1) 議会改革の推進に関する検討事項の仕分けに関すること。

(2) 都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること。

(3) その他議会改革の推進に必要な事項に関すること。

(報告等)

第6条 推進会議における協議等が終了した事項については、委員長がその結果を議長に報告するものとする。

2 議長は、推進会議からの報告を受けた場合は、速やかに各派代表者会または議会運営委員会にその内容を報告するものとする。

3 推進会議は、必要に応じ、議長に対して意見を述べることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

沖縄県議会基本条例（平成24年沖縄県条例第50号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員（第3条—第6条）

第3章 議会運営（第7条—第9条）

第4章 県民と議会との関係（第10条—第13条）

第5章 知事等と議会との関係（第14条—第18条）

第6章 議会の機能強化（第19条—第24条）

第7章 議会事務局の充実（第25条・第26条）

第8章 補則（第27条・第28条）

附則

本県は、明治12年（1879年）に琉球藩の廃止により沖縄県が設置され、明治42年（1909年）6月には沖縄県会が初めて開設された。その後、さきの大戦による惨禍を初め、戦後27年間米国の施政権下に置かれるなど幾多の歴史の変遷を経てきた。

県民を代表する我が議会は、先人らの深い郷土愛、英知と努力により、県民とともに苦難の歴史を乗り越え、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう恒久平和の実現を目指し、現在に至っている。

中でも、昭和27年（1952年）4月、琉球政府の設立とあわせて発足した立法院は、米国軍政下の布告、布令等という厳しい制約にありながら、唯一住民を代表する機関としての役割を果たし、復帰までの20年間その権能を発揮して住民福祉向上のための立法、住民の権利獲得のための決議等を精力的に行ったことを、我々議会人は忘れてはならない。

復帰後、新生沖縄県議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づく議事機関として新たな一步を踏み出し、立法院からの伝統である自由闊（かっ）達な議論の尊重など、県民を代表する県議会としての役割を果たしているところである。

ところで、時代は地方分権改革のさなかにあって、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、ともに県民の直接選挙により選出された知事と議会が対等で切磋琢磨さたくの関係にある二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責務はこれまで以上に増大している。

このような中、議会の基本理念、議員の責務、県民視点からの議会改革の推進等を明らかにするとともに、知事等執行機関との関係を新たに構築し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に尽力することが求められている。

ここに、我々沖縄県議会議員は、自らの権能と責務の重さを深く自覚し、県民の負託と信頼に全力でこたえることを決意し、議会の基本となる条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、沖縄県議会（以下「議会」という。）の基本理念、沖縄県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則、議会運営の原則等を定め、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、県民を代表する機関として、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。

3 議会は、議会活動（議会の権能を遂行する活動をいう。以下同じ。）に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

第2章 議員

(議員の責務)

第3条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の活動)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。
- (4) 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等（以下「審議等」という。）を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (5) 前各号の活動及び議会活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

(政治倫理)

第5条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

(政務活動費)

第6条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けるものとする。

- 2 政務活動費については、使途を公開し、透明性を確保しなければならない。

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。

- 2 議会は、県政上の課題に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。
- 4 委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

(質問等の充実)

第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

(知事等の質問趣旨確認)

第9条 本会議における審議又は委員会における審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた知事等は、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するとともに、意見を述べることができる。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 県民意思を的確に把握し、審査に反映させるため、委員会における公聴会及び参考人の制度を積極的に活用すること。

(2) 請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、必要と認める場合は、県民の意見を聴く機会を設けるなど、誠実に処理すること。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対し

て関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

- 3 議会は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

（広報及び広聴）

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

- 2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

（知事等との関係）

第14条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを認識し、かつ、知事等の役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

（監視及び評価）

第15条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認められる場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

（政策立案、政策提言等）

第16条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

- 2 議会は、県の出資等に係る法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。

（資料の提出等の要求）

第17条 議会は、議案等の審議等の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議等に関係する事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(議会活動の尊重)

第18条 知事等は、予算の調製又は県政に係る重要な政策等の策定若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重し、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するものとする。

2 知事等は、会派及び議員からの議会活動に必要な資料及び説明の要求については、誠実に対応するものとする。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

(予算及び決算審査の充実)

第20条 議会は、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

(制度の活用)

第21条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

(議会改革の推進)

第22条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

(議員の定数及び選挙区)

第23条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(米軍基地に起因する諸問題への対応)

第24条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に

基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。)に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

- 2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めものとする。

第7章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

- 2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

- 2 委員会、政治倫理、政務活動費、議会の議決に付すべき事件、定例会、議員定数、議会図書室等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日（平成 25 年 3 月 1 日）から施行する。

令和4年7月6日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

議会改革推進会議委員長 当 山 勝 利

議会改革推進会議における協議結果の報告について（答申）

令和2年10月8日付にて貴職より諮問されました協議事項については、議会改革推進会議運営要綱（平成24年7月18日議長決裁）第6条第1項により、下記のとおり協議の結果を御報告いたします。

なお、第1次諮問の協議事項中「2子ども議会・高校生議会の開催」「4議会基本条例の検証」及び「5議会改革推進会議の在り方」については、継続して協議していますことを念のため申し添えます。

記

1 諮問された協議事項

- 1 開かれた議会の推進
- 3 ペーパーレス化の検証

2 協議結果

別添「議会改革推進会議における協議結果」のとおり。

(別添) 議会改革推進会議における協議結果

協議事項	1 開かれた議会の推進
検討内容	高校出前講座の実施及び講座内容について
協議結果	今後の事業（高校生出前講座）の運営については、事業の廃止などその在り方に関する事項の決定を除き議会事務局において運用する。 なお、運用に当たっては、より多くの議員が参加できるよう、事業（高校生出前講座）の講師の選定は、議会改革推進会議の委員に限らず、全議員を対象として会派ごとにその都度、人数を割り当てる。

協議事項	3 ペーパーレス化の検証
検討内容	タブレット導入後の成果や課題の検証及び見直しについて
協議結果	今後のタブレット端末等の運用その他ペーパーレス化事業の実施に関する事項については、事業の廃止などペーパーレス化の推進の在り方に関する事項の決定を除き、議会事務局において処理することとする。 なお、運用に当たっては、定期的な意向調査等を実施するなどして利用者である議員の意向が尊重されるよう配慮する。

令和4年12月20日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

議会改革推進会議委員長 当 山 勝 利

沖縄県議会基本条例に係る検証について（答申及び報告）

令和2年10月8日付にて貴職より諮問されました協議事項のうち「4 議会基本条例の検証」及び令和3年12月16日付けにて貴職より諮問されました「病院事業局長が発出した公文書への議会としての対応について」は、議会改革推進会議運営要綱（平成24年7月18日議長決裁）第6条第1項及び沖縄県議会基本条例に係る検証実施要領（令和3年7月14日制定）の定めるところにより、その結果を別添のとおり御報告いたします。

なお、令和2年10月8日付の諮問の協議事項中「2 子ども議会・高校生議会の開催」及び「5 議会改革推進会議の在り方」については、継続して協議していますことを念のため申し添えます。

沖縄県議会基本条例に係る検証報告書

令和4年12月20日

沖縄県議会 議会改革推進会議

第1章 検証の概要

1 目的

沖縄県議会基本条例に係る検証（以下「本検証」という。）は、沖縄県議会基本条例（平成24年沖縄県条例第50号。以下「基本条例」という。）第28条の定めるところにより、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の措置を講ずるために、基本条例の規定について検討を加えるものである。

○沖縄県議会基本条例（平成24年沖縄県条例第50号）
（条例の見直し）

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 検証の実施

本検証は、議会改革推進会議（沖縄県議会会議規則（昭和47年沖縄県議会会議規則第1号）第122条で定める協議又は調整を行うための場）で実施する。

3 検証方法

- ① 本検証に当たっては、沖縄県議会基本条例に係る検証実施要領（令和3年7月14日制定。以下「実施要領」という。）を制定し、その実施方法を明記した。
- ② 本検証は、基本条例全28条を1条ずつ検証することとし、次の4段階で評価することとした。なお、評価に際しては、その内容や理由等を併せて記載することとした。
 - 概ね達成している（8割程度）
 - 一部達成している（5割程度）
 - 達成できていない（3割以下）
 - 評価対象外
- ③ 上記の検証結果を踏まえ、議会改革推進会議において協議の上、基本条例の規定の改正の必要性について最終的な決定を行った。

4 検証

本検証は、次の日程で実施した。

- ① 令和3年11月30日
議会改革推進会議において検証の対象とする条文を決定（前文、第1条、第2条を検証対象外）

- ② 令和3年11月30日から12月10日まで
議会改革推進会議委員による基本条例（第3条、第5条、第9条、第14条及び第27条）の検証
- ③ 令和3年12月17日
令和3年度第5回議会改革推進会議において各委員の検証内容を確認
- ④ 令和3年12月17日から令和4年2月10日まで
議会改革推進会議委員による基本条例（①記載の条文以外のもの）の検証
- ⑤ 令和4年2月18日
令和3年度第6回議会改革推進会議において各委員の検証内容を確認
- ⑥ 令和4年3月8日
令和3年度第7回議会改革推進会議において各委員の検証内容の確認を取りまとめた「中間報告（案）」を確認
- ⑦ 令和4年3月10日から6月2日まで
「中間報告（案）」を全議員48名に配付し、意見を募集
- ⑧ 令和4年6月17日
令和4年度第1回議会改革推進会議において募集した意見を踏まえて今後の取りまとめの方法について協議
- ⑨ 令和4年7月6日
令和4年第2回議会改革推進会議において、改正を求める会派がない第3条、第27条、第4条、第7条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第25条、第26条、第28条、第6条、第11条、第12条、第13条及び第10条については、改正をしないことを決定
- ⑩ 令和4年10月5日
令和4年第3回議会改革推進会議において、1会派でも条例改正の意見がある第5条、第9条、第14条及び第19条、第8条、第16条、第24条並びに第23条について、意見聴取及びその取扱いについて協議
- ⑪ 令和4年12月5日
令和4年第4回議会改革推進会議において、沖縄県議会基本条例に係る検証報告書を決定

5 報告及び公表

実施要領の定めるところにより、本検証の結果は、議長に報告するとともに、沖縄県議会ホームページに掲載することとしている。

第2章 検証の結果

本検証の結果は、「沖縄県議会基本条例 検証評価シート」（次ページ以降に掲載）のとおりである。

沖縄県議会基本条例 検証評価シート

(議員の責務)

第3条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (5) | ②一部達成している (3) |
| ③達成できていない (0) | ④評価対象外 (1) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、第4条、第5条、第6条の規定に則り、その責務・役割を果たし活動している。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での活動はやりにくい状況ではあるが、民意を県政に反映できている。 ・ 不定期にアンケートを実施しているが、達成の程度判断は評価が難しい。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与党・中立・野党の立場はあるが、個々の議員は、広く県政の課題・地域の課題を把握し、議会活動でその解決に取り組んでいる。 ・ 事務所など活用し、県民の意見を聴き、本会議、委員会などで県政に反映させている。 ・ 本会議や委員会での審議・審査を行っている。 ・ 県民の多様な意見等は、生活相談所への来所への対応等行っている。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員が広く県政全般の課題及び県民の意思を的確に把握することは理想だが、難しい面がある。 ・ 選挙区や自分の得意とする課題に偏る傾向がある。 ・ 委員会制度になっているため、他の委員会に属している場合、陳情・要請が無い限り、委員会外の取組に深掘り出来ない傾向がある。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・ 課題を解決する取組みについて検討が必要である。（当山勝利委員長）
- ・ 改選時の新人議員に対しては、予算・決算委員会を分割付託するのではなく、一括付託してはどうか。（新垣光栄委員）
- ・ 議会で当局に伝えた意見が反映できているかを検証する仕組みが必要ではないか。（國仲昌二委員）
- ・ 県民の多様な意見を県政に反映させるため、地域出前講座の検討、高校出前講座の推進、委員会・会派の視察を活発化させることが必要ではないか。（上原章委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議員の活動)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。
- (4) 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等（以下「審議等」という。）を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (5) 前各号の活動及び議会活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・行政視察、議員研修など新型コロナウイルス感染症の影響により十分な調査研究を行うことができなかった。・県民の意思の把握、県政の課題の調査研究及び本会議、委員会への出席等概ね達成されている。・(3)がすべての事務について監視と評価ができていないわけではない。・各自の議員活動の中で取り組んでいる。事務局の対応に感謝。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・議会報告を通して本会議、委員会などに関する報告を県民に行い、また県民との意見交換をしている。SNSでの情報発信、紙媒体なども活用している。・(3)について、与野党の色合いが強く、県民目線の評価になっていない。・(4)議案提出について、フォローする職員のレベルが上がっていると感じるが、議員提出議案はまだ少ない。・各自、各会派・党で、研修会や勉強会などに参加し、自己研鑽に取り組んでいる。・各自で報告会と懇談会を行い、県民の意思を把握し、情報収集・調査を行って、議会会報を発行している。・県民との意見交換等行っている。調査活動行い、議会審議等に生かしている。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・議員の活動については概ね達成しているが、議員としての調査等を行う場合に、圧力行為や人権侵害等いわゆるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等に留意する必要がある。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・議員の調査権限を強化すべき。資料提供の方法など執行部とのルールをつくり、迅速な対応が求められている。
- ・コロナの影響で県外視察機会が限られているが、県民からの要望や指摘について現場視察をしたり聞き取りをするなどでその都度、担当部局につなぐことはできている。
- ・議員提案条例に取り組むたいため、先だって議会事務局から「サポートチーム」の案内があったのはありがたい。今後、協業して取り組むたい。

委員意見（今後の検討事項）

- ・個人情報の保護の観点で、SNSを含めた情報発信に関するルールづくりが必要ではないか。（新垣新委員、石原朝子委員）
- ・選挙区の全世帯配布が、政務調査費の中で難しい。県民全体への広報の方法を検討すべきである。（新垣光栄委員）
- ・議員からの議案提出をもっと積極的に行うよう取り組む。（國仲昌二委員）
- ・同条例を各議員自覚すべき（大城憲幸委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(政治倫理)

第5条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- ①概ね達成している (5) ②一部達成している (4)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・ 議場又は委員会において、憶測で質疑する等、倫理感に欠ける時がある。・ 使命感、倫理感を持って活動している議員がほとんど理解している。・ 評価は難しいが、議場内外での発言や行動が問題視される事があり、今後の検討が必要。・ 議員として負託に答える努力をしてきた。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・ 議員は強い使命感と高い倫理観を持って活動している。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・ 近年ハラスメントに対する取組を求められている。・ 議員の質問・発言は尊重されなければならないが、根拠のない発言や品位のないやじが見受けられる。・ 議員の資産等の公開に関する取組だけの事務局対応だけになっている。・ 規律に関する取組・改善が必要・ 倫理を守る、品位を保持、識見を養う取組みが、「資産等の公開」のみでよいのか。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・ ハラスメント、ジェンダー平等、近年に社会問題化している課題について議会としても研修が必要
- ・ パネル表示において民間人の顔写真やSNS 発信を表示し、個人の顔や名前を晒すのに等しい質問を繰り返す場面がある。知事が行っている事業を問い質すことが必要とはいえ、特定の個人の名前を議場で連呼したり、ネット中継される画像で個人名を出すことは、議員の倫理観が充分とはみなされないと考える。
- ・ 議会運営委員会で議論するほか、あまりにひどいケースはその場で議長からも注意すべきだし、なぜ注意しないのかずっと疑問を持っている。

委員意見（今後の検討事項）

- ・ 将来的には沖縄県議会倫理条例を検討しても良いのではないかと。（当山勝利委員長）
- ・ パワハラと受けとめられる事にも注意する記述が必要。（瀬長美佐雄委員）
- ・ 本会議の開催の規律や身なり等について、検討が必要。（新垣光栄委員）
- ・ 倫理を守る、品位を保持、識見を養う取組みが、「資産等の公開」のみでよいのか、検証が必要。（國仲昌二委員）
- ・ やじや発言の品位について明記が必要ではないかと。（上原章委員）
- ・ 同条例の改正ではなく、「政治倫理に関する新たな条例」の制定を検討。（大城憲幸委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

<p>(政務活動費)</p> <p>第6条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けるものとする。</p> <p>2 政務活動費については、使途を公開し、透明性を確保しなければならない。</p>

委員意見（中間報告）	
【 評価状況 】	
①概ね達成している (8) ②一部達成している (0) ③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)	
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は政務活動費を活用し、調査研究等を行っている。また、その使途については公開し、透明性を確保している。 ・ 事務局のチェックや取組で、適切に交付されている。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費は、領収書等を含め収支報告を公開しており透明性は高い。また政務活動費により会派議員の調査等が行われている。
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所費や人件費が活動費の主費用になり、議会広報費、研修費が不足している。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）	委員意見（今後の検討事項）
特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費および人件費は、政務活動費含まず、別途計上できないか。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）	
改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会運営の原則)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。

2 議会は、県政上の課題に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。

4 委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (6) | ②一部達成している (2) |
| ③達成できていない (0) | ④評価対象外 (0) |

評価理由

- ・委員会における議員相互の討議、今後、更に活発に取り組みたい。
- ・本会議及び委員会は公開されており、議会も適宜開会され、活発な議論が行われている。
- ・議会における活発な議論の場をどう担保し、設けるのかが課題である。

取組状況

- ・本会議、委員会とも公開が原則となっている。新型コロナ対策で適宜議会は開催されている。
- ・県議会は、議員の発言を尊重し、透明性の高い運営が行われている。開会の日数、執行部の拘束日数が長い。
- ・議会運営は活発な議論が展開されている。

課題
問題点

- ・委員会での討議は十分に行われているかは少し疑問である。
- ・第4項関係の議員相互の討議は不十分。

中間報告への意見 (~令和4年6月2日)

- ・開会日数、執行部の拘束日数が長いとは感じない。むしろ、執行部の都合に合わせて質問を「休む」議員を会派で割り当てる現状、二元代表制の姿としては不十分である。日数を1日増やして全議員の質問を担保することが望ましい。

委員意見 (今後の検討事項)

- ・災害時の議会としての対応マニュアル策定が必要ではないか。(新垣新委員、石原朝子委員)
- ・執行部への質疑日程調整を行って、委員会で、議員相互間討議を行ってはどうか。議会日程が長いので通年議会にしてはどうか。(新垣光栄委員)
- ・議員相互間の討議が活用され、その機能が十分に発揮できているかの検証が必要。(國仲昌二委員)

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(質問等の充実)

第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑(以下「質問等」という。)を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- ①概ね達成している (4) ②一部達成している (4)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・代表質問、一般質問の区別と必要性を確認すべきでは。・他都道府県議会と比較した「定数における質問者率」は沖縄県議会の比率が圧倒的に高く質問等については充実しているものとする。・一問一答方式の導入で、わかりやすくなった。・大型パネルや一問一答ができていない。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・本会議、代表質問で再質問を一問一答で行い、一般質問では、最初から一問一答方式をするなど、県民にわかりやすい方法で質問をしている。・代表質問も2回目の質問から一問一答方式に改善され、わかりやすくなった。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・2で求める論点の明確化と、県民にわかりやすくととの点で、現状は質問項目が多いうえに一括質問も多く、県民からも議論になっていないとの厳しい意見がある。・質問の重複の問題はあるが、野党からの質問順になっているので、避けられないのではないかと。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

特になし

委員意見 (今後の検討事項)

- ・代表質問は、一括方式で2回目の質問から一問一答方式に。一般質問は、全員一問一答に移行し、質問順位はくじ、又は輪番制にしてはどうか(新垣光栄委員)
- ・一部に質問と答弁がかみ合わず、論点が明確になっていない質問等がみられる。(國仲昌二委員)
- ・一般質問は原則一問一答にするべき(大城憲幸委員)

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(知事等の質問趣旨確認)

第9条 本会議における審議又は委員会における審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた知事等は、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するとともに、意見を述べる事ができる。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (7) | ②一部達成している (1) |
| ③達成できていない (1) | ④評価対象外 (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・ 質問と答弁がかみ合わない事が多々あり、議会運営に支障をきたす事がある。・ 議会前の議案説明、質問や議案の質疑に対する執行部の聞き取りなど趣旨を確認し、答弁している。・ 知事等は必要な範囲内において確認している。・ 同条は議論の活性化に寄与していない。・ 必要な説明及び資料は入手できる。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・ 議論活発に議会は行われていると考えています。・ 議会前の議案説明、質問や議案の質疑に対する執行部の聞き取りなど趣旨を確認し、答弁している。・ 必要な資料は求めている。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・ 同条は議論の活性化に寄与していない。・ 毎回活発な質問等を行っているが、同様な内容に質問が集中し、似たような答弁が続くことがある。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

- ・ 代表質問、一般質問で重複する質問において同じ答弁が繰り返されるのは、限られた質問時間を無駄に費やしている。通告を出したものの趣旨が同じ質問については、議員から取り下げた上で、通告と答弁内容を議事録に残すような工夫ができないか。
- ・ 国会の質問主意書のような形式で質疑があってもよい。件数が増える問題があるだろうが、提出件数を「一人当たり」「閉会中当たり」などで決めればコントロールできるのではないか。

委員意見 (今後の検討事項)

- ・ 質問の重複が最小限になる取組が必要ではないか (難しいと思うが)。(上原章委員)
- ・ 執行部の反問を認め、県民が興味の湧く分かり易い議論の場を目指す。(大城憲幸委員)

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(県民参加の推進)

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 県民意思を的確に把握し、審査に反映させるため、委員会における公聴会及び参考人の制度を積極的に活用すること。
- (2) 請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、必要と認める場合は、県民の意見を聴く機会を設けるなど、誠実に処理すること。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (5) | ②一部達成している (3) |
| ③達成できていない (0) | ④評価対象外 (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・参考人からの意見聴取は行われている。公聴会開催はない。・各委員会が地域へ出向き県民と意見交換を行っている？・(第1項及び第2項に定める制度及び機会等を) もっと活用すべき。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・各委員会において陳情者から意見を適宜聴取している。また現地視察なども行い課題把握に努めている。・陳情・請願の取り扱いが素晴らしい反面、継続審査の取り扱い件数が多すぎる。
課題 問題点	

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

- ・県議会での請願・陳情の位置付けや扱いの違いがよく分からない。形式的には紹介議員がいる請願は議長の確認を経ず委員会に付託されるが、付託された委員会で優先して議論されるようには見受けられない(議員任せ。紹介議員の「努力」頼み?)。県民から「請願・陳情どちらで提出したらいいか」との問い合わせがあるときに回答に困るのが現状。市町村議会ごとに請願・陳情の運用も異なり、県議会でも会派・議員間で見解の共有が必要と感じる。

委員意見 (今後の検討事項)

- ・議会ホームページにアクセスしてもらう機会として例えばユーチューバー等検討。(瀬長美佐雄委員)
- ・継続審査事項の検討を行った上で、検証事項を設けてはどうか。(新垣光荣委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】	
	①概ね達成している (7) ②一部達成している (0)
	③達成できていない (0) ④評価対象外 (1)
評価理由	・本会議及び委員会のインターネット配信による情報発信。また、議員は「議会報告書」の発行により説明責任を果たしている。
取組状況	・本会議、委員会と動画配信しており、また議事録もネット等で閲覧できるなど必要な情報は公開されている。 ・議会等の公開等、広報及び広聴が行われており議会の説明責任を果たされている。 ・会派としては、毎定例会後、団だよりを発行し、個人として活動報告が行われている。
課題点	・「必要な情報を公表」「議会活動を広く国民に公開」「県民に対する説明責任」は第2条第3項と重ならないか？ ・県民への周知、県議会へ関心を持ってもらうための工夫が必要。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

- ・ SNS 等の発信に力を入れてほしい。
- ・ 県民にとって身近な県議会を目指したい。

委員意見 (今後の検討事項)

- ・ 議会報告会の実施。出前講座、議会報告会等を委員会別で行うか。選挙区別で行うか検討する。(新垣光荣委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

①概ね達成している (8) ②一部達成している (0)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	・本会議及び委員会のインターネット配信による情報発信。また、本会議及び委員会のマスコミ取材許可の拡充。
取組状況	・会議等の内容は、県民に公開されている。
課題 問題点	・聴覚障害者に限らず、発言者の声が聞こえづらいとのご意見が寄せられている。改善が必要では。 ・県民にわかり易く情報を伝える工夫は必要かもしれない。 ・聴覚障がい者に対する環境整備拡充として発言の文字化システム導入検討

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

・議案に対する議員の賛否を公表するための工夫（モニターの活用等）が必要。磁気ループの導入や傍聴席の音が聞こえづらい（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(広報及び広聴)

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。
2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- ①概ね達成している (4) ②一部達成している (4)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議会ホームページやインターネットによる議会中継など積極的な広報活動。他方、報告会等が開催されず広報活動が不足。議長の定例記者会見は開催されていない^(注)。・コロナ禍ではあるが、多様な広報媒体の活用や、積極的な取組みは不足。
取組状況	
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none">・議会報告会が開かれていない。・報告会が少ない。

(注) 議長ティータイムの名称で、定例会ごとに報道機関との懇談の場を設けている。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・SNS等の発信に力を入れてほしい。
- ・県民にとって身近な県議会を目指したい。

委員意見（今後の検討事項）

- ・議会報告会を実施すること。議会に関心を持っていただく工夫が必要（新垣光栄委員）
- ・広聴活動の開催の検討。議長の定例記者会見の検討（國仲昌二委員）
- ・報告会を積極的に行う（上原章委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(知事等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを認識し、かつ、知事等の役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- ①概ね達成している (3) ②一部達成している (3)
③達成できていない (1) ④評価対象外 (2)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・ 理念的規定であり、議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。・ 議会と知事等とは、対等と緊張ある関係は保たれている。当然として県民福祉向上と県勢発展に向けて両者は活動している。・ 与野党に分かれた発言や判断が多い。・ 知事と議会の関係を定める規定を評価－判断難しい。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・ 議会と知事等とは、対等と緊張ある関係は保たれている。当然として県民福祉向上と県勢発展に向けて両者は活動している。
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none">・ 質問が政局に偏り「知事等の役割を尊重する」態度から逸脱する場合がある。・ 県執行部では、様々な計画、基本構想を策定しているが、議会の決議事項となっていない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・ 地方自治法第96条第2項で、基本構想等を議会の議決すべき事件に定めること（新垣光栄委員）
- ・ 厳密に二元代表制というのであれば「知事を支える立場」との発言や「与党・野党」との呼び方は控えるべきではないか。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(監視及び評価)

第15条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況】

- ①概ね達成している (5) ②一部達成している (3)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・知事等の事務執行については質問等で質すなど「監視」は行われているが、その効果及び成果についての評価がおこなわれているかは疑問。・全事務事業に対して監視・評価出来ているわけではない。・第4条第3項の評価と同じ(与野党の色合いが強く、県民目線の評価になっていない。)
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・本会議での代表・一般質問、予算、決算を各常任委員会に分けて審議するなど、監視し、評価しているところではあるが、全事務事業に対して出来ているわけではない。
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none">・予算、決算等の議案の審議及び審査を委員会に付託して行われているが、政策評価報告書を見ているが、各事業別の進捗状況等が分かりにくい。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

- ・議会での質問は、事務執行率やその額、プロセス確認など「事実確認」の内容が多く、その先の評価まで議論が深まりにくいことが多い。議員の調査・質問スキルの向上が問われていると考える。

委員意見 (今後の検討事項)

- ・全事務事業に対して議会が監視し、評価する方法(当山勝利委員長)
- ・委員会審議になっているので、委員会別成果報告書の工夫が必要(新垣光栄委員)
- ・知事等の事務執行について、事前評価及び事後評価をどのように行うのか(予算・決算資料のみでできるのか)検証が必要。(國仲昌二委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(政策立案、政策提言等)

第16条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

2 議会は、県の出資等に係る法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- ①概ね達成している (3) ②一部達成している (5)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議員提案による条例の制定、議案の修正等は積極的に行われているとは言えない。・第一項に記述されている事以外にも知事等へ政策提言を行っている。第二項に関してはできていないのではないかと？・第4条第4項と同じ（議案提出について、フォローする職員のレベルが上がっていると感じるが、議員提出議案はまだ少ない）。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・決議等は都度行っているが、条例の制定に関しては必要に応じて制定されているものの多くはない。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・県の出資等に係る法人の経営状況及び実態が把握できていない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・県の出資当に係る法人の決算報告書および総会資料の提出を義務づけてはどうか（新垣光栄委員）
- ・議員提案による条例の制定、議案の修正等は積極的に行う必要がある。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(資料の提出等の要求)

第17条 議会は、議案等の審議等の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議等に関する事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】	
	①概ね達成している (8) ②一部達成している (0)
	③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)
評価理由	・ 議会や委員会が積極的に執行部に対し資料提出を要求し、それに対し執行部は迅速に対応している。 ・ 取組状況に同じ（資料の提出や説明は求めに応じて受けているし、事前の説明も実施していただいている。）
取組状況	・ 資料の提出や説明は求めに応じて受けているし、事前の説明も実施していただいている。 ・ 資料の提出要求に対しては迅速に対応しており、特に問題はない。 ・ 資料の提供は行われている。
課題 問題点	

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・ 議員の調査権限を強化すべき。資料提供の方法など、執行部とのルールをつくり、迅速な対応が求められている。

委員意見（今後の検討事項）

特になし

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会活動の尊重)

第18条 知事等は、予算の調製又は県政に係る重要な政策等の策定若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重し、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するものとする。

2 知事等は、会派及び議員からの議会活動に必要な資料及び説明の要求については、誠実に対応するものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- ①概ね達成している (8) ②一部達成している (0)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・知事等は議会の決議等の趣旨は尊重している。また会派及び議員からの資料要求についても誠実に対応している。・取組状況のとおり。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・第一項に関してはされているものと理解している。第2項に関しては、ご対応いただいている。・資料の提出要求に対しては迅速に対応しており、特に問題はない。
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none">・各種計画策定の進捗状況が把握できていないため、政策提言の議論ができない。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

特になし

委員意見 (今後の検討事項)

- ・各種計画の策定において、説明等の工夫が欲しい (新垣光栄委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会の機能強化)

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (7) | ②一部達成している (1) |
| ③達成できていない (0) | ④評価対象外 (0) |

評価理由

・各議員は、議会の持つ機能について、その強化に努めている。

取組状況

課題点

- ・第15条(監視及び評価)、第16条(政策立案、政策提言)、第20条(予算及び決算審査の充実)と重なっていないか疑問。
- ・様々の機能強化が図られているが、政策立案の過程である計画書策定においての権能がない。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

特になし

委員意見 (今後の検討事項)

- ・自治法96条2項の規定
議会在議決を必要とすべき事項に代わるものとして、各所管の委員会に、各種計画策定の進捗状況報告を義務づけてはどうか。(新垣光栄委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年12月5日)

改正の要否

理由

不要

改正の必要について意見の一致を見なかった。

(予算及び決算審査の充実)

第20条 議会は、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (6) | ②一部達成している (2) |
| ③達成できていない (0) | ④評価対象外 (0) |

評価理由	・ 予算・決算特別委員会を設置して審査している。ただし、決算審査が翌年度の予算編成に反映されているか疑問。
取組状況	・ 予算及び決算においては、各常任委員会で担当部局の審査をしている為、予算と決算の連続的に、かつ深く審議できている。 ・ 委員会付託で、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施視されているが、予算決算資料説明書をわかりやすくまとめる工夫が必要
課題 問題点	

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

特になし

委員意見 (今後の検討事項)

- ・ わかりやすい説明資料の工夫検討 (新垣光栄委員)
- ・ 決算審査が翌年度の予算編成に反映されるよう取り組む。(國仲昌二委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(制度の活用)

第21条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・100条委員会設置は過去3件ある。・100条の2（専門的な事項に係る調査）は活用されていない。・百条委員会は必要に応じて開催されているが、学識経験者等による調査はできていない。
取組状況	
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none">・地方自治法第100条の2にもとづいて実施されたことは無い為、この件に関し調査研究が必要である。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・100条の2（専門的な事項に係る調査）の活用を検討すべきではないか。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会改革の推進)
 第22条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。
 2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

委員意見 (中間報告)	
【 評価状況 】	
①概ね達成している (7) ②一部達成している (1) ③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)	
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に議会改革を推進している。 ・議会改革推進会議が設置されている。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改選後、各議員から意見をいただき、議会改革を行っている。他都道府県議会等の議会改革も調査すべきではないか。 ・議会改革推進会議の運営で改革の作業が行われている。
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革推進会議を設置して取り組んでいるが、時代がパラダイムシフトしている中でついていけなくなっている。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)	委員意見 (今後の検討事項)
特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・時代のふさわしい役割とは何か、検証しては(新垣光栄委員) ・議会改革推進会議の役割を明確にする必要があるのでは。(國仲昌二委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)	
改正の可否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議員の定数及び選挙区)

第23条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (5) | ②一部達成している (0) |
| ③達成できていない (1) | ④評価対象外 (2) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・適正な定数について常に考える必要がある。・11期で議論し「那覇市と南部離島の選挙区」「与那原町、南風原町、八重瀬町、南城市の選挙区」の見直しを行っている。・協議は行っているが、議員のみでは結論が出ない。県民や有識者も交えて議員の都合に囚われない議論の場で方向性を出すべき。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・県内市町村が議員定数を削減しながら住民生活を守っている状況で、県議会は聖域ではない。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・人口比など、調査、分析が必要。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

特になし

委員意見 (今後の検討事項)

- ・県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとするがあるが、県民の意識とは何か調査すべきではないか。県民の意識に、誤解があれば改善するのが議会改革ではないか。(新垣光栄委員)
- ・議員の定数及び選挙区は適宜見直しを行う。(國仲昌二委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年12月5日)

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(米軍基地に起因する諸問題への対応)

第24条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。）に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めるものとする。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (4) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (1) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍基地関係特別委員会を設置し、発生する諸問題に対し、事件・事故の調査、意見書・決議の発議、政府等関係機関への要請を行っている。 ・議会としてやるべき事はやっている。しかし、立入調査ができない、諸問題の解決にはいたっていない。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基地があるがゆえに起こる事案に対し、議会として積極的に対応している。
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・諸問題の解決になっていない。また、立入調査ができない。 ・米軍基地に起因する諸問題の解決促進又は実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めることが、実現できていない。 ・米軍関係の事故、事件の多さに、機敏な対応が求められる。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・米軍基地への立ち入り調査ができない。県議会が米軍基地内の立ち入り調査権を持ち、県土運用に責任を持てる体制づくりが必要。

委員意見（今後の検討事項）

- ・条例制定を含めて、検討してはどうか。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- ①概ね達成している (5) ②一部達成している (3)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	・ 議会は議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めているか？また、議会は知事と対等に機能を発揮するために人材育成を図るなど職員体制を充実させているか？
取組状況	・ 議会事務局は目的ごとに各課各班に分かれ組織的に運用されており、議員の調査のリクエストにも応じている。 ・ 議会事務局の対応は、素晴らしいものがあり感謝している。
課題点	・ 人材育成等について強化すべき。 ・ 事務局の活用が少ない。 ・ 議会事務局の役割・機能を、議員と共通認識とする取り組みが求められる。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

- ・ SNS等の発信に力を入れてほしい。
- ・ 県民にとって身近な県議会を目指したい。
- ・ 議会事務局に、事務業務とは別の政策専門職員がほしい。地元、県民からの請願・陳情、生活相談などで県政策の問題点を指摘したり政策提案したりすることもできるが、それだけでは県政の全体像がつかみにくいことにもつながる。
- ・ 特に米軍基地問題は英語資料、場合によっては中国語なども必要になる。政務調査費で通訳・翻訳費用でまかなうことも可能だが、議会事務局に専門の職員(チーム)を配置することで、職員の専門性向上につながると考える。
- ・ 「議員提出条例」サポートが議員政策提案の一步になるよう活用したい。

委員意見 (今後の検討事項)

- ・ 議会事務局の機能の強化、人材育成等について、更に強化すべきであり、民間企業にも派遣研修を行ってはどうか。(新垣光栄委員)
- ・ 議会事務局の機能強化にむけた組織体制の整備を検討する。(國仲昌二委員)
- ・ 事務局の活用を高める。(上原章委員)

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (2) | ②一部達成している (4) |
| ③達成できていない (2) | ④評価対象外 (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・「図書館だより」などをタブレットで通知するなど図書館の活用を促進している。議員の図書館活用が少ないのでは。・地元紙、全国紙、蔵書など適宜収集しているところではあるが、検索が議会HPにないなど利用しにくい。・第2項にある調査研究のため図書室の積極的利用がされていない。
取組状況	
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none">・地元紙2紙は過去にさかのぼって検索できるが、全国紙はできないなど、議会図書室としての機能強化が必要である。・議会図書室の実態が分からない。活用方法がわからない。・議会図書室利用が少ない。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

- ・定期購読するとキリがない専門誌があるのは助かっている。
- ・種苗条例、ヘイトスピーチなど、県が取り組む分野の図書購入も議員活動の役にたっている。

委員意見 (今後の検討事項)

- ・実態、活用方法がわからないと、存続検討にされるので、情報交換をしてはどうか。(新垣光栄委員)
- ・議員は積極的に図書館を活用する。オンラインで図書館を活用できないか。(國仲昌二委員)
- ・図書室の利用率を高める(上原章委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 委員会、政治倫理、政務活動費、議会の議決に付すべき事件、定例会、議員定数、議会図書室等については、別に条例で定める。

委員意見（中間報告）

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (5) | ②一部達成している (2) |
| ③達成できていない (0) | ④評価対象外 (2) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議会基本条例は尊重されている。・本条例が基本となり、他条例との整合性は図られている。・今回の見直し、評価に取り組んでいる事を、どう評価するのか難しい。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・本条例が基本となり、他条例との整合性は図られている。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・他の条例等との関係を完全に理解できていない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・改選時に条例等に関する研修会を実施すべきである。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(条例の見直し)

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

委員意見 (中間報告)

【 評価状況 】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (5) | ②一部達成している (2) |
| ③達成できていない (0) | ④評価対象外 (1) |

評価理由 ・ 条例の見直しに向けた検証を行っている。

取組状況 ・ 今、この作業の最中である。

課題
問題点 ・ 同じような条項が多い。

中間報告への意見 (～令和4年6月2日)

特になし

委員意見 (今後の検討事項)

- ・ 簡素化できないか。検討が必要 (新垣光栄委員)

議会改革推進会議の決定 (令和4年7月6日)

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

○沖縄県議会基本条例（平成 24 年沖縄県条例第 50 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議員（第 3 条—第 6 条）

第 3 章 議会運営（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 県民と議会との関係（第 10 条—第 13 条）

第 5 章 知事等と議会との関係（第 14 条—第 18 条）

第 6 章 議会の機能強化（第 19 条—第 24 条）

第 7 章 議会事務局の充実（第 25 条・第 26 条）

第 8 章 補則（第 27 条・第 28 条）

附 則

本県は、明治 12 年（1879 年）に琉球藩の廃止により沖縄県が設置され、明治 42 年（1909 年）6 月には沖縄県会が初めて開設された。その後、さきの大戦による惨禍を初め、戦後 27 年間米国の施政権下に置かれるなど幾多の歴史の変遷を経てきた。

県民を代表する我が議会は、先人らの深い郷土愛、英知と努力により、県民とともに苦難の歴史を乗り越え、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう恒久平和の実現を目指し、現在に至っている。

中でも、昭和 27 年（1952 年）4 月、琉球政府の設立とあわせて発足した立法院は、米国軍政下の布告、布令等という厳しい制約にありながら、唯一住民を代表する機関としての役割を果たし、復帰までの 20 年間その権能を発揮して住民福祉向上のための立法、住民の権利獲得のための決議等を精力的に行ったことを、我々議会人は忘れてはならない。復帰後、新生沖縄県議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づく議事機関として新たな一歩を踏み出し、立法院からの伝統である自由闊達な議論の尊重など、県民を代表する県議会としての役割を果たしているところである。

ところで、時代は地方分権改革のさなかにあって、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、ともに県民の直接選挙により選出された知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責務はこれまで以上に増大している。

このような中、議会の基本理念、議員の責務、県民視点からの議会改革の推進等を明らかにするとともに、知事等執行機関との関係を新たに構築し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に尽力することが求められている。

ここに、我々沖縄県議会議員は、自らの権能と責務の重さを深く自覚し、県民の負託と信頼に全力でこたえることを決意し、議会の基本となる条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、沖縄県議会（以下「議会」という。）の基本理念、沖縄県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則、議会運営の原則等を定め、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることによ

り、議会がその機能を高め、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、県民を代表する機関として、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。

3 議会は、議会活動（議会の権能を遂行する活動をいう。以下同じ。）に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

第2章 議員

(議員の責務)

第3条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の活動)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。

(2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。

(3) 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。

(4) 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等（以下「審議等」という。）を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。

(5) 前各号の活動及び議会活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

(政治倫理)

第5条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

(政務活動費)

第6条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けるものとする。

2 政務活動費については、使途を公開し、透明性を確保しなければならない。

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。

2 議会は、県政上の課題に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。

4 委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

(質問等の充実)

第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

(知事等の質問趣旨確認)

第9条 本会議における審議又は委員会における審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた知事等は、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するとともに、意見を述べることができる。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 県民意思を的確に把握し、審査に反映させるため、委員会における公聴会及び参考人の制度を積極的に活用すること。

(2) 請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、必要と認める場合は、県民の意見を聴く機会を設けるなど、誠実に処理すること。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(広報及び広聴)

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(知事等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを認識し、かつ、知事等の役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

(監視及び評価)

第15条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

(政策立案、政策提言等)

第16条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

2 議会は、県の出資等に係る法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。

(資料の提出等の要求)

第17条 議会は、議案等の審議等の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議等に関係する事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(議会活動の尊重)

第18条 知事等は、予算の調製又は県政に係る重要な政策等の策定若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重し、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するものとする。

2 知事等は、会派及び議員からの議会活動に必要な資料及び説明の要求については、誠実に対応するものとする。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

(予算及び決算審査の充実)

第20条 議会は、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

(制度の活用)

第21条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

(議会改革の推進)

第22条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

(議員の定数及び選挙区)

第23条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(米軍基地に起因する諸問題への対応)

第24条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第6条の規定に基づき使用することを許されて

いる施設及び区域をいう。以下同じ。)に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

- 2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めるものとする。

第7章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

- 2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

- 2 委員会、政治倫理、政務活動費、議会の議決に付すべき事件、定例会、議員定数、議会図書室等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第5号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日(平成25年3月1日)から施行する。

○沖縄県議会基本条例に係る検証実施要領（令和3年7月14日制定）

本要領は、沖縄県議会基本条例第28条の規定に基づき、同条例の目的が達成されているかどうかを確認するため、その検証方法及び検証結果の公表方法を定めるものとする。

1 検証の方法等について

(1) 議会改革推進会議においてまとめた中間報告をもとに、各議員ごとに検証結果をとりまとめる。

(2) 検証の進め方

- ①全28条について、1条ずつ検証を行うものとする。
- ②検証は4段階で評価するものとする。
- ③評価に際しては、その内容や理由等を記載するものとする。
- ④検証については、検証評価シートにより行うこととする。

(3) 検証内容

①【取組の評価】

概ね達成している（8割程度）

一部達成している（5割程度）

達成できていない（3割以下）

評価対象外

②【条例改正の必要性】

有……改正内容及び改正が必要な理由を記載する。

無

2 検証結果の公表について

最終報告書を議長に提出するとともに、議会ホームページに掲載する。

○議会改革推進会議委員名簿（令和4年12月20日現在）

議会改革推進会議委員長（ていーだ平和ネット）	当 山 勝 利
副委員長（立憲おきなわ）	國 仲 昌 二
委 員（沖縄・自民党）	石 原 朝 子
委 員（沖縄・自民党）	新 垣 新
委 員（日本共産党沖縄県議会議員団）	瀬 長 美佐雄
委 員（おきなわ南風）	新 垣 光 栄
委 員（公明党）	上 原 章
委 員（無所属の会）	大 城 憲 幸
委 員（会派に所属しない議員）	上 原 快 佐

令和5年11月22日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

議会改革推進会議委員長 当 山 勝 利

議会改革推進会議における協議結果の報告について（答申）

令和2年10月8日付にて貴職より諮問されました協議事項については、議会改革推進会議運営要綱（平成24年7月18日議長決裁）第6条第1項により、下記のとおり協議の結果を御報告いたします。

なお、第1次諮問の協議事項中「5 議会改革推進会議の在り方」については、継続して協議していますことを念のため申し添えます。

記

- 1 諮問された協議事項
 - 2 子ども議会・高校生議会の開催

- 2 協議結果
別添「議会改革推進会議における協議結果」のとおり。

(別添) 議会改革推進会議における協議結果

協議事項	2 子ども議会・高校生議会の開催
検討内容	高校生議会の開催頻度・方法等について
協議結果	<p>高校生議会の開催頻度については、3年に1度とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、第13期における実施の見通しが立たなかったため、高校生議会の方法等については第14期において実施内容を決定することとし、下記の意見を付して議論を終えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>高校生議会の実施内容としては、「議員がしっかりと関わるような形」「セレモニー的なものではなく、高校生と議員がしっかりと関わるような形」及び「高校生自身の感想も検証」した上で決定することを期待する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

【参考：第12期意見】

- 10年と言わず、二、三年に1回の開催でもいいのではないかと。また、主権者教育の一環として、今回の高校生議会の形態のほか、議員が執行部役として答弁する議会など、いろいろなやり方があっていいのではないかと。
- 毎年となると執行部は厳しいのではないかと。4年のうち、それぞれ1回くらい、執行部が答える高校生議会、県議会議員と一緒に高校生議会があってもよいのではないかと。
- 2年に1回といった頻度はいかがかと。
- 高校は3年間なので、高校生が在学中に1回くらいはエントリーできるほうがよいのではないかと。
- もし次回開催するのであれば、高校生に、議会は議論を戦わす場所、ビジョンを戦わす場所であり、意見を交換する場所ではないことを予め理解させる必要があると考える。
- 今回の高校生議会は大変有意義であったと思う。ただ、時間どおりシナリオをこなしているようにも見えた。失敗してもいいから自分の思いを自由闊達に質問させていい。高校生議会を継続することで、持ち方、開催の仕方が洗練されたものになっていくと期待している。
- あまりにも現実的な質問内容で戸惑った部分もあった。出前講座のように自分の街や沖縄県をどうしたいという希望的な質問があってもよかった。今後、その辺りを改善すれば、よりよくなるのではないかと。
- 学校の先生や大人の意見が多く入っていると感じる質問もあった。高校生が本音で質問できるような工夫が必要だと感じた。
- 高校生が質問を考えるにあたり、議員が具体的にアドバイスする事前研修などがあるとよいと感じた。

令和5年12月19日

沖縄県会議長

赤 嶺 昇 殿

議会改革推進会議委員長

当 山 勝 利

議会改革推進会議における協議結果の報告について（答申）

令和2年10月8日付にて貴職より諮問されました協議事項については、議会改革推進会議運営要綱（平成24年7月18日議長決裁）第6条第1項により、下記のとおり協議の結果を御報告いたします。

記

- 1 諮問された協議事項
 - 5 議会改革推進会議の在り方
- 2 協議結果
別添「議会改革推進会議における協議結果」のとおり

(別添) 議会改革推進会議における協議結果

協議事項	5 議会改革推進会議の在り方
検討内容	推進会議設置後の成果や課題の検証及び組織の見直しについて
協議結果	<p>1. 意見の一致を見た事項は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 議会改革推進会議運営要綱の改正は、検討の結果、不要である。</p> <p>(2) 議会改革推進会議運営要綱第5条協議事項の第2号「都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること」、第3号「その他議会改革の推進に必要な事項に関すること」については、各期の開始時に議長から諮問する。</p> <p>(3) 議員間で「議会改革」に対する認識や姿勢が異なっている状況を解決するため、全議員が「議会改革」に対する共通認識を持つための取組として研修を実施する。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、第13期における実施は見送ることとするが、第14期においても継続的に「議会改革」に取り組むことができるよう、研修を実施する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>2. その他、委員から特に意見があった下記事項を、第14期の議会改革推進会議へ申し送ることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第13期における議会改革推進会議では「全会一致」により協議を決定していた。しかし、「議会改革」に対する議論を深めるためにも、協議する内容によっては「全会一致」以外の方法による決定方法が、より改革を進めるとの意見もあることから、第14期においては、議会改革推進会議の協議事項の決定方法についても協議したうえで、「議会改革」に取り組むよう期待する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和5年1月24日

沖縄県議会議長

赤嶺 昇 殿

議会運営委員長

當 間 盛 夫

議会改革に係る協議事項の検討結果について（報告）

みだしのことについて、去る令和4年12月22日の議会運営委員会において、議会改革に係る協議事項（議会運営委員会所管）のうち「5 議員定数の削減」に関する協議を行った結果、議員定数は、現行の定数（48人）を維持することに決定いたしましたので御報告いたします。

令和6年3月29日

沖縄県会議長
赤 嶺 昇 殿

議会運営委員長
當 間 盛 夫

議会改革に係る協議事項の検討結果について（報告）

去る令和6年3月27日の議会運営委員会において、議会改革に係る協議事項（議会運営委員会所管）について協議した結果、別紙のとおり決定いたしましたので報告します。

別紙

議会改革に係る協議事項について(第13期)

令和6年3月27日
議会運営委員会

	協議事項	検討内容	協議結果
1	議員の採決の賛否公表方法	議場内での議員の賛否の明確化について	令和7年度に予定している本会議場のシステム改修にあわせ賛否公表システムの導入に努めるよう事務局に申し付けることとして協議終了。(令和6年3月27日)
2	執行部答弁書の事前配付	質問者に対する執行部答弁書の事前配付について	賛成、反対の意見があったが、最終的に意見の一致を見なかった。(令和6年3月6日)
3	本会議場に設置された画面の活用等	(1) 配布資料に係る議場内での情報共有方法について (2) 議場における物品等の表示に関するルールの明確化について	本会議における資料等の使用について協議を行い、パネル及びタブレットを用いてスクリーンに表示する資料等の使用について申し合わせた。(令和2年8月24日)
4	一般質問の順番	一般質問の順番決定方法の見直しについて	これまでどおり野党・中立・与党の順とすることに決定。(令和6年1月18日)
5	議員定数の削減	議員定数の削減について	令和5年1月 議長報告済 《議員定数は現状維持(48人)とすることを決定。(令和4年12月22日)》
6	聴覚障害者の傍聴の権利の保障	(1) 本会議場での発言のリアルタイム字幕表示について (2) 録画配信への字幕表示について (3) 補聴器装用者向け補聴援助システムについて	令和7年度に予定している本会議場のシステム改修にあわせ発言の字幕表示システム等の導入に努めるよう、事務局に申し付けることとして協議終了。(令和6年3月27日)
7	議場の秩序維持	質問者以外の議員による休憩要求による紛糾・大声、やじ等について	議員の良識、議長の議事整理に任せることを確認。(令和6年1月18日)

議会改革に係る協議事項(議会運営委員会所管)に関する
議会運営委員会における協議内容(要旨)

協議事項1：議員の採決の賛否公表方法

令和7年度に予定している本会議場のシステム改修にあわせ議場での賛否公表システムの導入に努めるよう事務局に申し付けることとして協議終了。

《委員の意見》

- ・意見等なし。

協議事項2：執行部答弁書の事前配布

賛成、反対の意見があったが、最終的に意見の一致を見なかった。(審議未了)

《委員の意見》

- ・特に代表質問で、質問直前の答弁者への事前配布は可能ではないか。質問当日に配付してもらえれば、代表質問の次の質問から非常に整理しやすくなり議論を深めるためには効果的。
- ・県議会の通告時期、答弁書をつくる期間というのがタイトで、直前まで修正がある中、議員に答弁書を配布するとなると執行部の負担が増える。
- ・実際に答弁書を作っても答弁するときには部長等の答弁が異なる場合があったり、直前までの打ち合わせで修正があったりという中で、答弁書を提供してもそれどおりにならない可能性がある。事前配布は厳しい。
- ・識者の意見として、答弁書の事前配布は八百長に値するという批判的な指摘もある。質問者は質問の意図等を、答弁する側に理解してもらい、かみ合う議論を行うべきで事前に答弁書があるなしではないと思う。それに基づく議論という展開ができれば、事前に答弁書がないと不都合だということにはなり得ないのではないか。

※執行部側からは以下の理由から対応が困難である旨の回答が示されている。

- (1)執行部で作成する答弁は「知事または説明員の答弁」のための参考資料であり、実際の答弁に当たっては、質疑の状況に応じ事前に作成した答弁書の内容と異なる答弁を行う場合がある。
- (2)実際の答弁の直前まで調整や修正が行われる場合がある。
- (3)答弁書の事前配布には、「議会の監視機能が弱まる」、「議会と執行部の緊張関係が失われないか」などの新聞報道による指摘もあるところ。

協議事項 3：本会議場に設置された画面の活用等

本会議における資料等の使用について協議を行い、パネル及びタブレットを用いてスクリーンに表示する資料等に関するルールを申し合わせた。

《委員の意見》

- ・他の県議会でもパネルの活用等は行っており議会のスムーズな展開も含めてぜひ進めるべき。
- ・質問の該当事項の時にパネルを提示すること、議長の事前の確認を行う際の判断基準を明確に示すべき。また、パネルだけだと議席から見られないので、加えてタブレットとスクリーンにも表示してほしい。

協議事項 4：一般質問の順番

これまでどおり野党・中立・与党の順とすることを決定。

《委員の意見》

- ・従来、開会前の議会運営委員会で決定しており、特に支障はない。
- ・代表質問との関係で、我が党関連の一般質問を検討するための時間にも影響がでてくるので、今のままでいい。

協議事項 6：聴覚障害者の傍聴の権利の保障

令和7年度に予定している本会議場のシステム改修にあわせ発言の字幕表示システム等の導入に努めるよう事務局に申し付けることとして協議終了。

《委員の意見》

- ・意見等なし。

協議事項 7：議場の秩序維持

議員の良識、議長の議事整理に任せることで全会一致。

《委員の意見》

- ・議事の権威を保つ必要があり、お互いに気をつけるという理念が必要。また、議長の裁量に委ねるといふ部分で、議長も進行させる側に立った差配をすべき。
- ・議員一人一人の行動について細かく規定・規制するのではなく、傍聴人から指摘があるように、見苦しいやじや質疑応答が聞こえなくなるような大声については、当然ながら慎むよう議員の良識について今一度、各自が襟を正すという結論にしなければならない
- ・議員個々が議論と、議会の在り方ということ、もう一度自らを律しながら考えていく必要がある。

令和4年5月30日

沖縄県会議長

赤嶺 昇 殿

各派代表者会

主宰 議長 赤嶺 昇

議会改革に係る協議事項の協議結果について（報告）

令和2年10月8日に議会改革に係る協議を依頼された下記協議項目について、令和2年第9回、第13回、第14回の会議において協議した結果を、下記のとおり報告します。

記

1 協議事項

3. 各派代表者会

No.1 議員報酬の削減

2 協議結果

意見の一致をみない会派が大半であったことから、全会一致を前提とする各派代表者会（本会）においては、協議を行わないこととした。

3 参考資料

資料1 令和2年10月8日付、議会改革に係る協議事項の仕分け結果について（報告）

資料2 令和2年第9回、13回、14回各派代表者会 議事録（抜粋）

令和5年12月20日

沖縄県議会議長

赤嶺 昇 殿

各派代表者会

主宰 議長 赤嶺 昇

議会改革に係る協議事項について(報告)

令和2年10月8日に議会改革に係る協議を依頼された下記協議項目について、下記のとおり報告します。

記

1 協議事項

3. 各派代表者会

No.2 政務活動費の交付の在り方

(1)個人と会派の配分額の見直しについて

(2)交付回数の見直しについて

2 結果

令和5年11月30日、日本共産党沖縄県議団より取下げの申出があったため協議しないこととした。

3 参考資料

別添のとおり

令和5年12月25日

沖縄県議会議長

赤嶺 昇 殿

各派代表者会

主宰 議長 赤嶺 昇

議会改革に係る協議事項について(報告)

令和2年10月8日に議会改革に係る協議を依頼された下記協議項目について、下記のとおり報告します。

記

1 協議事項

3. 各派代表者会

No.3 議員の費用弁償の取扱い

2 結果

令和5年12月19日に提案会派のおきなわ新風より取下げの申出があったため今期においては協議しないこととした。

3 取下げの理由

協議する内容が多岐にわたるため、全会一致を基本とする各派代表者会において議論することに馴染まないため、次期の議会改革推進会議で再度提案することを検討。その際は、推進会議の中で議論することを要望する。

議会改革推進会議 議会改革に向けた協議事項 (第11期)

No	区分	協議事項	検討内容等	報告日	改革(見直し)結果
1	監視機能等の充実	執行部の議員への説明資料の充実と質問への円滑な対応の実施	①議案に係る必要資料の確保 ②議員の資料請求に対する誠実な対応 ③陳情処理方針の3日前配布(陳情の受付期限等の見直し)	H25. 9. 10	①② H25年6月定例会から順次見直し実施 ③現行どおり
2	開かれた議会	ホームページの充実 〔条例12条3項、13条1項〕	①委員会記録の公表 ②委員会審査のインターネット中継	H25. 2. 7	①H25年度実施済み ②H25年9月定例会から実施
3	開かれた議会	情報公開の拡充・強化 (わかりやすい議会、透明性の高い議会、信頼される議会の構築) 〔条例12条1項・2項、13条1項〕	①会議等の原則公開 ②委員会審査の様態を県民に公開(インターネット中継)《再掲》 ③委員会記録の公表《再掲》	H25. 2. 7	No2ホームページの充実と同じ
4	開かれた議会	委員会審査のインターネット配信 〔条例12条1項、13条1項〕	委員会審査のインターネット中継 《再掲》	H25. 2. 7	No2ホームページの充実と同じ
5	適切かつ効果的な議会運営	質問方法等の見直し (代表質問、一般質問及び委員会)	①与野党議案説明会の一本化 ②議員の質問権の確保 ③代表質問は2名会派から ④一問一答方式の見直し(一般質問の最初から) ⑤本会議場への議員が資料等を示す部分の設置 ⑥委員会の所管事務についてはいつでも質問できるようにする。 ⑦委員会での質問を1回に限定しない。 ⑧委員会における委員の会派内での交代	①②④⑤⑥ H25. 9. 10 ⑦⑧ H26. 1. 21 ③H27. 6. 16	①H25年9月定例会から実施 ②質問答弁の簡潔・明確化の要望書を執行部に提出 ③現行どおり ④選択制の導入 ⑤H25年9月定例会から説明用パネル台を設置 ⑥現行どおり ⑦現行どおり
6	開かれた議会	議員の賛否の公表 〔条例12条1項、13条1項〕	議案等に対する議員の賛否の公表	H25. 2. 7	H25年2月議会から公表
7	開かれた議会	傍聴制度の充実 〔条例12条2項〕	各委員会傍聴の自由公開	H25. 2. 7	現行制度でも原則公開。制度上の整備を行った。
8	適切かつ効果的な議会運営	委員会審査(調査機能)の強化	①議案・請願等審査だけでなく調査機能を強化し、本来の委員会機能の充実 ②陳情処理方針の3日前配布(陳情の受付期限等の見直し)《再掲》	報告済み H26. 3. 26	①現行制度で対応可能 ②No1-③に同じ
9	適切かつ効果的な議会運営	予算・決算特別委員会における審査の充実・強化 (予算・決算特別委員会の審査方式の見直し) 〔条例20条〕	①各部ごとの審査方法の検討(審査日数の見直し) ②知事出席の総括質疑、締めくくり総括質疑などの検討 ③一括交付金の審査に対応する議会の役割の保障を検討	—	議会運営委員会で協議中
10	その他	使い勝手のいい政務活動費	条例等改正の検討 ☆地方自治法改正 (H24. 9. 5公布・公布後6月以内施行)	H26. 1. 21 H26. 3. 26	・自家用車の燃料代算出方法の引き上げ1/4→1/2 ・増額については引き続き検討
11	監視機能等の充実	政策立案の向上 (議員提案による条例制定の強化)	議会事務局の政務体制の整備 (職員の専門化及び調査機能の強化)	H26. 1. 21	引き続き議会事務局の議会サポート体制充実を図る
12	監視機能等の充実	議会事務局体制の拡充 (政策立案・調査機能の向上等) 〔条例25条〕	①法務・調査スタッフの確保など議会サポート体制の拡充 ②専門職として議会事務職員の採用	H26. 1. 21	引き続き議会事務局の議会サポート体制充実を図る
13	開かれた議会	市町村自治体との連携強化	意見交換、研修会等の実施の検討	H27. 12. 11	H28. 2. 15 県議会議員、市町村議会議員との交流会を開催
14	開かれた議会	出前議会や議会報告会の実施 〔条例13条1項〕	自治体の課題の把握や議案の争点を住民にわかりやすく提示し、あわせて住民の声・意見を聞く機会の検討	協議未了	
15	監視機能等の充実	議決事件の拡大 (議決条例の制定)	県の基本計画(総合計画、長期計画)等、災害協定、憲章や宣言など議決事件の追加の検討	協議未了	
16	適切かつ効果的な議会運営	陳情者の発言権の確保	請願・陳情者に対して、発言・説明を求める仕組みの検討	協議未了	
17	その他	海外視察の見直し	4年に1度実施されている常任委員会の海外視察の見直し	協議未了	
18	適切かつ効果的な議会運営	通年議会の採用	議会の会期の見直しの検討 ☆地方自治法改正(H24. 9. 5公布・施行)	協議未了	
19	適切かつ効果的な議会運営	議員間討議 〔条例7条4項〕	議員相互の議論をする、その上で議会の意思を決定していくような議会運営のシステムの導入の検討	協議未了	
20	その他	議員定数の適正化、選挙区の分割化	議員定数・選挙区見直しの検討	H27. 6. 16	三選挙区を見直し、二選挙区へ再編(H27. 7. 18条例の一部改正) ※定数は現状維持

議会改革推進会議 議会改革に向けた協議事項（第12期）

【議会改革推進会議】

No	分野	協議事項	検討内容等	報告日	改革(見直し)結果等
1	執行部との関係	議案等説明会への説明人員の削減について	説明人員を削減することで、執行部職員の業務改善	R2年2月	説明資料や説明方法を工夫することを前提に、自主的に人員削減の検討が進むことを期待するとした。
2		議決事件の拡大について	県の基本計画、災害協定、憲章や宣言など議決事件の追加	R2年2月	意見の一致を見るに至らなかった。
3		執行部からの必要資料の確保について	議案等説明資料の見直し、提供方法の改善	R2年2月	説明資料の見直し、資料提供の迅速化等、要望を知事宛てに通知した。
4		通年議会の採用について	議会の会期の見直し	R2年2月	通年議会については採用しないこととする。
5	パソコン等の活用	タブレットの貸与等によるペーパーレス化への対応について	印刷コストの削減、職員等の労力軽減、審議内容の深化等	H30年3月 ※申し送り	平成30年10月定例会から試験運用開始、令和元年9月定例会から原則として全ての議会関係文書をペーパーレス化した。 ※ペーパーレス化の推進・発展
6	議員定数	議員定数の適正化について	議員定数の適正化について	H30年12月	各会派間の意見の隔たりが大きく、全会派の意見の一致を見るに至らなかった。
7	政務活動費・議員報酬	政務活動費及び議員報酬の適正化について	①議員報酬の適正化の検討 ②政務活動費の適正化、領収書等ホームページへの公開等の検討	H30年6月	①議員報酬の適正化については、沖縄県特別職報酬等審議会の審議事項であることから、推進会議での協議は終了することとした。 ②政務活動費の適正化については、各派の意見がまとまらず協議未了となった。領収証のホームページ公開については、意見の一致を見なかった。 【審議後の展開】 領収書HP公開に係る陳情について、推進会議の意見を議運に報告。議運でも当該陳情を審査した結果、陳情が採択されHPへの公開を決定した（令和元年10月から公開）。
8	県民参加	開かれた議会の推進	自治体の課題の把握や議案の争点を住民にわかりやすく提示し、住民の声・意見を聞く機会の検討	H30年3月 ※申し送り	県議会議員を高校等に派遣し、県議会の仕組みや県政等を説明し意見交換する出前講座を開催することとした。また、議会見学者と、議長もしくは副議長との意見交換を施設見学後の5分程度、公務等に影響しない範囲で実施すること。 ※高校への出前講座の実施
9		子ども議会・高校生議会の開催	子どもたちの感覚を政策に活かす、主権者教育の一助となる。 ①高校生議会の開催について ②開催方法について ③開催頻度について	①H30年3月 ②③R2年2月 ※申し送り	①議会110年となるH31年度に高校生議会を開催すること。 ②答弁者は執行部とし、生徒は学校への公募により選定した。 ③様々な意見があることから、開催後の意見を申し送り事項とした。 ※今後、定例開催とするか否か（開催頻度を含む）
10		陳情者の発言権の確保	請願・陳情者に対して、発言・説明を求める仕組みの検討	H30年1月	本県の現状どおり引き続き陳情者の発言権の確保に努める。
11	海外視察	海外視察の見直しについて	4年に1度実施されている常任委員会の海外視察の見直し	H30年12月	各会派の意見の一致を見なかったことから現行どおり取り扱うこととした。

【議会運営委員会】

No	分野	協議事項	検討内容等	報告日	改革(見直し)結果等
1	パソコン等の活用	議場等へのパソコンの持ち込みについて	議場での情報検索による議論の活性化	H30年3月	本会議等の会議におけるタブレットの取り扱いを定めた「会議におけるタブレット端末（議会改革推進会議における導入決定機器）の持ち込み及び使用について」を決定した（平成30年2月8日）。
2	質問権の確保	一般質問時の総残時間の撤廃（質問者）について	質問者の一般質問時間の完全実施	H29年5月	平成28年11月10日の本委員会において、「一般質問の日数・質問時間」は現行のとおりとし、「午後6時をめぐりに終了すること」、「1日当たりの質問者数は7人以上とする」ことを既に試行決定しており、平成28年11月16日付けで議長から諮問のあった「一般質問時の総残時間の撤廃（質問者）」について協議した場合は、当該議運決定と相反することになるため。
3		2名から会派届がなされているので、代表質問ができるようにすることについて	会派の政治姿勢を明らかにするため、会派人数による制限の撤廃	H31年2月	2名会派または3名会派が代表質問を行うことができる定例会は、当初予算が提出される定例会のみとする。 質問時間は、議会運営委員会決定どおり、会派の所属議員数に応じて配分する。 ※本決定（申し合わせ）は、現議員の任期（第12期）のみの適用とする。
4	執行部との関係	質問者に対する執行部答弁書の事前配付	答弁書の事前配布による議論のやりとりの明確化	協議未了（申し送り）	答弁書はあくまでも参考資料。実際の答弁と文言が異なる場合がある。答弁直前まで修正がある。答弁書作成に時間を要し職員の負担が増える。
5	わかりやすい議事運営	本会議場に設置された画面の活用	資料、写真、動画等を映し出すことで情報共有ができ、説明がスムーズにいく。	協議未了（申し送り）	資料、写真等は審議の補助であり議員の発言とはならず会議録に掲載できない。著作権等の問題もあり取り扱い基準が必要である。
6		電光掲示板による議員の採決の賛否公表	議員の採決における賛否が県民によりわかりやすくなる。	協議未了（申し送り）	掲示板等機材の導入費用、既存システム等による代替方法の検討、電子投票に係る会議規則の整備等が必要である。